

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	東予港土砂処分業務 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信哉 香川県高松市サンポート3番33号
契約締結日	令和6年6月12日
契約の相手方の氏名及び住所	大新土木株式会社 四国営業所 愛媛県松山市築山町7番35号
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	86,235,160 円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	86,235,160 円
随意契約によることとした理由	本業務は東予港中央地区航路(-7.5m)の工事により発生する土砂(以下「発生土」という。)の処分を行うものである。 発生土の処分先として、工事施工場所の近隣で、発生土の受入れが可能な容量があることが必要であり、公共・民間も含めて近隣を調査した結果、上記条件を満たすのは、山口県山口市秋穂西千年3329-1の処分場のみであった。 また、養浜や干潟・浅場造成、海底の深掘跡の埋め戻し、造成中の埋立地への投入等が可能な場所も調査したが、他に受入れが可能な場所はなかった。 以上により、上記処分場を管理する(株)山口産業から契約行為を一任されている大新土木(株)四国営業所と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行うものである。
備考	契約期間は令和6年6月12日～令和6年10月31日